「社会体制と法」研究会

事務局ニュース No.35 2015/04/3

【目次】

- 1 2015 年度研究総会開催のお知らせ
- 2 2014 年度研究総会報告
- 3 2014-15 年度運営委員について
- 4 会誌第15号について
- 5 会費の納入のお願い

1 2015 年度研究総会開催のお知らせ

お手数ですが以下の研究総会にご出席予定の会員の方は、同日 18 時 30 分より予定している懇親会のご出席の可否と併せて、4 月 30 日 (木) までに事務局 (坂口一成)までご連絡いただけると幸いに存じます。

日時:2015年6月5日(金) 13時より事務総会、13時30分より研究総会

場所:東京大学東洋文化研究所・3 階大会議室

*運営委員・会計担当の方は運営委員会開催のため午前 11 時に同第 2 会議室 にお集まり下さい

(1) テーマと企画趣旨

「民族自治・区域自治―その法制とその適用運用実態と―」

【企画趣旨】

これが、今回の研究総会テーマである。

民族に関わる問題は、社会体制と法の関係を研究する者にとって、古くて新しい問題である。そして、現に、民族問題が、われわれの主たる研究対象地域にも生じている。ロシアにおけるチェチェン問題、タタルスタン問題、旧ユーゴスラビアにおける民族対立、中国における新疆ウイグル自治区における問題はその顕著な事例である。

ところで、この問題は、特定の民族集団とその集団が生活圏を有する国家との間の利害対立にとどまるものではない。複数の民族集団相互の対立・緊張という問題も併行しうる。また、さきほど「生活圏」ということばを使ったが、民族に関わる問題は、一定の空間的広がりの中の問題、つまり地域的問題という側面も有している。一定の地理的な空間的広がりのことを区域と呼ぶならば、民族に関わる問題は、区域に生ずる諸々の問題のひとつとみることもできる。

さて、こうした諸問題に一定の解決を与えようとする理念として「民族自治」・「区域 自治」を想定することができる。しかし、この理念のなかには、既にして少なくとも 5 つの対立・緊張の契機が孕まれている。すなわち、民族対国家、民族対民族、区域対民 族、区域対国家、区域対区域、の対立・緊張の契機である。

そこで、具体的ないくつかの国について、「民族自治」・「区域自治」という理念が法的

にいかに定立され、あるいはされていないのか、そして、その定立のされ方に関わらず、上に示した対立・緊張の契機が法的にどのように表現され解決されているのか、あるいはいないのかということを可能な限り明らかにし、加えて、そうした具体的な国で現実に生起している(してきた)事件・事態を任意に取り上げることで、「民族自治」・「区域自治」の法制の適用・運用の実態を解明しつつ、「民族自治」・「区域自治」について考察を深めたい、というのが、今回の企画の趣旨である。その際、ドメスティックな観点だけではなく、国際的ないしはグローバリゼーション的な観点からも可能な限りで検討できたら、と考えている。というのも、一方で、とりわけ「民族自治」は、国際人権規約のいわゆるB規約1条の「人民の自決権」のコロラリーと考えられるわけであるし、他方で近時の民族問題・区域問題には多かれ少なかれ経済のグローバル化の要因が作用していると思われるからである。

具体的な国としては、中国、ベトナム、ロシアを取り上げる。

(企画委員 篠田優)

(2) プログラム

企画の趣旨説明

篠田優 (北星学園大学)

中国における持続可能な発展と民族法制

小林正典 (和光大学)

参考文献:小林正典「中国民族法制の新展開-民族区域自治法の実施規定の制定を中心に一」 『一橋法学』第5巻1号(2006年3月)

国民国家建設期ベトナムにおける「民族」の創出と自治の「不在」

伊藤未帆 (神田外語大学)

参考文献:伊藤未帆『少数民族教育と学校選択――ベトナムー「民族」資源化のポリティクス』、京都大学学術出版会、2014年

休憩

クリミア問題と自決権のイデオロギー

渋谷謙次郎 (神戸大学)

参考文献: 渋谷謙次郎 「プーチンの 『法治国家』 とクリミア問題」 『法律時報』 86 巻 5 号 (2014 年 5 月)

質疑応答・討論

2 2014 年度研究総会報告

2014年6月6日、立命館大学朱雀キャンパスで開催されました。例年通り、午前中に運営委員会が開かれ、午後に総会(事務総会)と研究会が行われました。

報告

- 1. 中野亜里 (大東文化大学): ベトナムの憲法・土地法改正と政治的民主化問題、コメンテーター: 鮎京正訓(名古屋大学)
- 2. 渋谷謙次郎(神戸大学): プーチン法治国家の現状: いわゆる同性愛宣伝禁止法から クリミア問題まで、コメンテーター: 佐藤史人
- 3. 三井奈津枝(早稲田大学): 1920 年代ヴィシンスキー法理論の位相とその特質について、コメンテーター: 上田寛(立命館大学)

3 2014-2015 年度運営委員について

2014年5月に行なわれた運営委員の選挙の結果、以下の会員の方が運営委員となりました(あいうえお順)

阿曽正浩、鮎京正訓、伊藤知義、宇田川幸則、坂口一成、佐藤史人、篠田優、渋谷謙次郎、鈴木賢、高見澤磨(以上10名)

- *選挙管理委員会は通山昭治(委員長)、中山顕(委員)、宇田川幸則(委員)によって構成され、投票者数は22名(1名10票=220票)で有効投票数は214票(1名5票のみで、1名1票無効)
- *当初当選者のうち1名が一身上の理由で当選を辞退されました。運営委員会はそれを 認めた上で、次点者の繰上当選を決定いたしました。

4 会費納入のお願い

会員の皆様には、2014 年度までの会費(4,000 円、過去の未納がある場合、2011 年度以前は4500円)の振込用紙を同封させていただきます(すでに納入いただいた方については同封しておりません)。

振込用紙の通信欄に何も記載されていない方は、2013 年度まで納入済ですので、2014 年度分の4000円をお振り込み願います。

振込用紙通信欄に 2013 年度以前の未納分についてのメモが記載されている方は、未納分も含めてお振り込み願います。

会誌第15号が発行されしだい、2014年度会費納入者には順次、会誌を送付いたします。

※会誌 15 号編集長より

会員各位

会誌 15 号の編集長を拝命しているという自覚をまったく欠いており、編集作業に着手しておりませんでした。所属先変更に伴い、身辺が落ち着く4月中旬から取りかかりますが、秋には刊行にこぎ着けるように努力したいと思います。この間の懈怠をお詫びするとともに、ご海容、並びに遅れを取り戻すことについてご協力を賜りますようお願いたします。

鈴木賢

「社会体制と法」研究会事務局

〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町 1-6 大阪大学大学院法学研究科 坂口研究室内 研究会サイト URL: http://assl.world.coocan.jp/index.html